

令和 4 年

西条市議会第 7 回 1 2 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 7 9 号	令和 4 年度西条市一般会計補正予算（第 7 回） の専決処分について	1
議案第 8 0 号	令和 4 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 3 回）の専決処分について	3
議案第 8 1 号	令和 4 年度西条市一般会計補正予算（第 8 回） について	別冊
議案第 8 2 号	令和 4 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 2 回）について	〃
議案第 8 3 号	令和 4 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 4 回）について	〃
議案第 8 4 号	令和 4 年度西条市土地開発事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 8 5 号	令和 4 年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 8 6 号	令和 4 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 8 7 号	令和 4 年度西条市病院事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
議案第 8 8 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計補正予算 （第 2 号）について	〃
議案第 8 9 号	西条市食の創造館の指定管理者の指定について	5
議案第 9 0 号	西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について	9
議案第 9 1 号	西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指 定管理者の指定について	1 3
議案第 9 2 号	字の新設及び小字の廃止について	1 7
議案第 9 3 号	西条市個人情報の保護に関する法律施行条例に ついて	2 5
議案第 9 4 号	西条市公共施設再編整備基金条例について	3 5
議案第 9 5 号	西条市土地開発基金条例の一部を改正する条例 について	3 9
議案第 9 6 号	西条市特別会計条例の一部を改正する条例につ いて	4 3
議案第 9 7 号	西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改 正する等の条例について	4 7

議案第 9 8 号	西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用 弁償条例の一部を改正する条例について	1 2 1
議案第 9 9 号	西条市小松まちづくり開発センター設置及び管 理条例を廃止する条例について	1 2 5
報告第 2 2 号	市道横黒中 1 号線の道路陥没箇所における負傷 事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決 処分について	1 2 9

議案第79号

令和4年度西条市一般会計補正予算（第7回）の専決処分について

令和4年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年11月29日提出

西条市長 玉井敏久

提案理由

令和4年度西条市介護保険特別会計補正予算（第3回）の財源を一般会計から繰り出すため、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 （略）

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

議案第 80 号

令和 4 年度西条市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）の専決処分について

令和 4 年度西条市介護保険特別会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 29 日提出

西条市長 玉井 敏久

提案理由

市指定の小規模多機能型居宅介護事業所内で発生した利用者の転倒による負傷事故に対する損害賠償請求事件について応訴するため、早急に予算措置することが適当であると判断し、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

議案第 89 号

西条市食の創造館の指定管理者の指定について

西条市食の創造館の指定管理者を次のように指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市食の創造館	西条市明屋敷131番地2 株式会社西条産業情報支援センター 代表取締役 越智 三義	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで

提案理由

西条市食の創造館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 90 号

西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について

西条市本谷温泉館の指定管理者を次のように指定する。

令和 4 年 11 月 29 日提出

西条市長 玉井敏久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市本谷温泉館	今治市八町西三丁目6番30号 株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本 雅之	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

提案理由

西条市本谷温泉館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 1 号

西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指定管理者の指定について

西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指定管理者を次のように指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市立西条郷土博物館	西条市明屋敷 2 3 8 番地の 8 公益財団法人愛媛民芸館 代表理事 真鍋 和年	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
五百亀記念館		

提案理由

西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 2 号

字の新設及び小字の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり字を新設し、及び小字を廃止するものとする。

上記の処分は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

字の名称	左記の区域に該当し、小字を廃止する区域			摘要
字名	字名	小字名	地番	
氷見上部新開	氷見	字切川道	丙 737 の 1、丙 743 の 1 及び丙 744 の 3	これに伴う道路、水路等を含む。
		字切川	丙 804、丙 805、丙 808、丙 810 の 1、丙 810 の 2、丙 811 の 2 から丙 811 の 5 まで、丙 811 の 11、丙 813 の 1、丙 814、丙 816 の 1、丙 817 の 1、丙 817 の 2、丙 818 の 1、丙 818 の 2、丙 820 の 1、丙 820 の 2、丙 822、丙 831、丙 832、丙 833 の 1 から丙 833 の 3 まで、丙 835 から丙 840 まで、丙 841 の 1、丙 841 の 2、丙 842 の 1、丙 843、丙 844 の 1、丙 844 の 3、丙 844 の 4、丙 845、丙 846 の 1、丙 846 の 4、丙 846 の 5、丙 847 の 1 から丙 847 の 3 まで、丙 848、丙 849 の 1、丙 849 の 2、丙 850 の 1 から丙 850 の 3 まで、丙 851 の 1、丙 851 の 2、丙 852 の 1、丙 852 の 3、丙 852 の 5、丙 853 の 1、丙 854 の 1、丙 855 の 1、丙 857 の 1、丙 857 の 3、丙 858 の 1、丙 859 の 1、丙 859 の 2、丙 860、丙 861、丙 862 の 1 から丙 862 の 3 まで、丙 863、丙 864 の 1 から丙 864 の 4 まで、丙 865、丙 866、丙 867 の 1、丙 867 の	

			<p>2、丙 868 の 1、丙 868 の 3、丙 868 の 4、丙 869 の 1、丙 869 の 2、丙 870 の 1 から丙 870 の 8 まで、丙 871 から丙 874 まで、丙 876 の 3、丙 877、丙 878、丙 879 の 1 から丙 879 の 3 まで、丙 880 の 1、丙 881 の 1 から丙 881 の 3 まで、丙 882 の 1、丙 882 の 2、丙 883 の 1、丙 883 の 2、丙 884 の 1 から丙 884 の 4 まで、丙 885、丙 886、丙 888 から丙 890 まで、丙 891 の 1、丙 892 の 1、丙 892 の 2、丙 893 の 1、丙 893 の 2、丙 894、丙 895、丙 896 の 1、丙 897 の 1、丙 897 の 2、丙 898 の 1、丙 899、丙 900 の 1、丙 900 の 4、丙 901 の 1 から丙 901 の 4 まで、丙 901 の 6、丙 902 の 2、丙 904 の 2 から丙 904 の 4 まで、丙 905、丙 906 の 1、丙 906 の 2、丙 907 の 1、丙 908 の 1、丙 908 の 3、丙 909 の 1、丙 910 の 1、丙 911、丙 912、丙 913 の 1 及び丙 914 から丙 918 まで</p>	
	<p>字上ノ裏</p>		<p>丙 935 の 1、丙 938、丙 939 の 1、丙 940 の 1、丙 940 の 2、丙 941 の 1、丙 942 の 1、丙 1068、丙 1069、丙 1071、丙 1072、丙 1073 の 1 から丙 1073 の 3 まで、丙 1075 及び丙 1076</p>	

字西町	丙 1037 の 1、丙 1037 の 3、 丙 1038、丙 1039 の 1、丙 1040 の 1、丙 1040 の 2 及 び丙 1040 の 4
字花ノ木下	丙 1041 の 1、丙 1041 の 2、 丙 1042 の 1、丙 1042 の 2、 丙 1044、丙 1045 の 1、丙 1045 の 2、丙 1046 の 1 か ら丙 1046 の 4 まで、丙 1047、丙 1048 の 1、丙 1048 の 2、丙 1049 の 1 及び丙 1049 の 2
字花ノ木	丙 1077、丙 1078、丙 1079 の 1、丙 1080 の 1、丙 1081 の 1、丙 1083、丙 1084、丙 1087 の 1、丙 1087 の 2、丙 1088、丙 1089、丙 1090 の 1、丙 1091 から丙 1098 ま で及び丙 1101
字清庵	丙 1102 から丙 1105 まで、 丙 1108 から丙 1110 まで、 丙 1111 の 1、丙 1112 の 1、 丙 1113 の 1、丙 1114 の 1、 丙 1115 の 1、丙 1116 の 2、 丙 1117 の 1、丙 1117 の 2、 丙 1118 から丙 1121 まで、 丙 1122 の 1、丙 1126 の 1、 丙 1126 の 2、丙 1127 の 1 から丙 1127 の 3 まで、丙 1128 の 1 及び丙 1128 の 3
字山尾下	丙 1150 の 1 から丙 1150 の 3 まで、丙 1151 の 1、丙 1152 の 1 から丙 1152 の 3 まで、丙 1153、丙 1154 の 1 から丙 1154 の 3 まで、丙

	1156 の 1、丙 1157 から丙 1166 まで、丙 1168、丙 1169、丙 1170 の 1、丙 1170 の 2、丙 1171 の 1、丙 1171 の 2、丙 1172 の 1、丙 1172 の 2、丙 1173 の 1、丙 1173 の 2、丙 1174、丙 1175 の 1、丙 1175 の 3、丙 1175 の 4、丙 1210、丙 1211、丙 1213 から丙 1219 まで、丙 1220 の 1、丙 1220 の 2、丙 1221 の 1、丙 1221 の 2、丙 1222 の 1、丙 1222 の 2、丙 1223 の 1、丙 1224、丙 1225、丙 1226 の 1 及び丙 1226 の 3
字林ノ上	丙 1176 の 1、丙 1176 の 2、丙 1178、丙 1179 の 1、丙 1179 の 2、丙 1180 の 1、丙 1180 の 2、丙 1181 の 1、丙 1181 の 2、丙 1182 の 1、丙 1184、丙 1185 の 2、丙 1186 の 1、丙 1186 の 2、丙 1187、丙 1188、丙 1205 の 1、丙 1205 の 3、丙 1206、丙 1209、丙 1227 の 1 及び丙 1229 の 1
字山尾西	丙 1290 の 1、丙 1292 の 1、丙 1292 の 2、丙 1293 の 1、丙 1293 の 2、丙 1294 の 1、丙 1294 の 2、丙 1295、丙 1296 の 1 から丙 1296 の 3 まで、丙 1297 の 1、丙 1298 の 1、丙 1299 の 1、丙 1300 の 1、丙 1301 の 1、丙 1301

		の3から丙1301の6まで、 丙1301の8、丙1301の 10、丙1301の12、丙1302 の1から丙1302の3まで 及び丙1303の2
	字山尾	丙1148の1及び丙1148の 2

提案理由

県営農地整備事業（経営体育成型）が実施された氷見上部地区について、西条市氷見土地改良区からの申請に基づき、字を新設し、及び小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 （略）

議案第 93 号

西条市個人情報の保護に関する法律施行条例について

西条市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 実施機関に対する法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 実施機関が行う開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第6条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関の諮問は、西条市情報公開条例（平成16年西条市条例第11号）第17条第1項の

西条市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して行うものとする。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(西条市個人情報保護条例の廃止)

2 西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(西条市情報公開条例の一部改正)

3 西条市情報公開条例（平成16年西条市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに財産区をいう。</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会_____をいう。</p> <p>(2)、(3) (略)</p>

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、その部分を除いて当該公文書を公開するものとする。

(公文書の公開請求の手続)

第9条 公開請求 _____は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) (略)

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開の決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があった日から14日以内に、公開請求 _____に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたとき

(公文書の部分公開)

第7条 実施機関は、公開の請求 _____に係る公文書に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、同条の規定にかかわらず、その部分を除いて当該公文書を公開するものとする。

(公文書の公開の請求手続)

第9条 公文書の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出 _____しなければならない。

(1)～(3) (略)

(公文書の公開の決定等)

第10条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開の請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたとき

は、請求者
_____に対し速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を30日以内に限り

_____延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をしようとする場合において、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第11条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にその全て

_____について公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定す

は、公文書の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）に対し速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由
_____により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として、その期間

_____を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をしようとする場合において、公開の請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開決定等の期限の特例)

第11条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求書を受理した日から起算して60日以内にそのすべて

_____について公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、速やかに

<p>る期間内に、請求者に対し次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>請求者に対し次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>
---	---

(西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

4 西条市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年西条市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第12条 市長等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 第15条 _____ に規定する個人情報の取扱いに関する義務に違反したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第12条 市長等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 第15条 <u>(第2項後段を除く。)</u> に規定する個人情報の取扱いに関する義務に違反したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）第12条第2項に規定する受託者の義務を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用</u></p>

してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(経過措置)

- 5 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第12条第2項又は第41条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) この条例の施行前において指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 6 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第25条又は第31条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第47条に規定する個人の秘密に属する事項が記載された公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第5項第2号に掲げる者
- (3) 附則第5項第3号に掲げる者
- 8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50

万円以下の罰金に処する。

9 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

10 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第 9 4 号

西条市公共施設再編整備基金条例について

西条市公共施設再編整備基金条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市公共施設再編整備基金条例

(設置)

第1条 公共施設等の再編整備、除却等に要する経費に充てるため、西条市公共施設再編整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、西条市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する経費に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に積み立てることができる。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公共施設等の再編整備、除却等に要する経費に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（基金）

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2～7 （略）

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 9 5 号

西条市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

西条市土地開発基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市土地開発基金条例の一部を改正する条例

西条市土地開発基金条例（平成16年西条市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（基金の額）</u></p> <p><u>第2条 基金の額は、5億円とする。</u></p> <p><u>2 必要があるときは、土地開発事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は基金を処分することにより、その額を増加し、又は減少することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による基金の処分は、処分後の基金の額が第1項に定める基金の額を下回らない範囲内において行うことができる。</u></p>	<p><u>（積立て）</u></p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、土地開発事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）に定めるところによる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西条市土地開発基金の一部を、新たに設置する西条市公共施設再編整備基金の原資とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 96 号

西条市特別会計条例の一部を改正する条例について

西条市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市特別会計条例の一部を改正する条例

西条市特別会計条例（平成16年西条市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p><u>（10）</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 土地開発事業特別会計 公用又は公共用等に供する土地の取得、造成又は処分</u></p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p><u>（10）</u> （略）</p> <p><u>（11）</u> （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（西条市土地開発基金条例の一部改正）

2 西条市土地開発基金条例（平成16年西条市条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基金の額）</p> <p>第2条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（基金の額）</p> <p>第2条 （略）</p>

<p>2 必要があるときは、<u>西条市一般会計歳入歳出予算</u>（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は基金を処分することにより、その額を増加し、又は減少することができる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>2 必要があるときは、<u>土地開発事業特別会計歳入歳出予算</u>（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は基金を処分することにより、その額を増加し、又は減少することができる。</p> <p>3 （略）</p>
--	---

（経過措置）

- 3 西条市土地開発事業特別会計に係る令和4年度の出納整理及び決算の事務については、この条例による改正後の西条市特別会計条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際この条例による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市土地開発事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市一般会計に帰属するものとする。

提案理由

西条市土地開発事業特別会計を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 97 号

西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 4 年 11 月 29 日提出

西条市長 玉井敏久

が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著し

が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 _____ その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____

い支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得てこれらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする

5 (略)

_____。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由_____が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て_____1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日_____の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は_____、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の_____事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)第18条に規定する管理職手当の支給を受ける職

(2) 西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年西条市条例第199号)第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条にお

第5条 (略)

いて「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員につ

いて、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、

前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができ

ず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合

には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤

務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。
)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

3 （略）

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附 則

3 （略）

和13年3月31日まで

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年西条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

(西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 西条市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年西条市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、<u>降給</u>及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関して規定することを目的とする。</p> <p>(降任、免職、<u>降給</u>及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職_____及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関して規定することを目的とする。</p> <p>(降任、免職_____及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p>

<p>2 職員の意に反する降任（<u>法第28条の2第1項に規定する降任を除く。</u>）、<u>免職若しくは降給又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</u></p> <p>（休職の効果）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4 法第22条の2第1項<u>_____</u>に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「<u>法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u>」とする。</p> <p>附 則</p> <p>3 （略）</p> <p>（<u>降給に関する経過措置</u>）</p> <p>4 <u>当分の間、次の各号に掲げる措置については、法第27条第2項の規定による降給とみなす。</u></p> <p>（1）<u>西条市職員の給与に関する条例附則第14項の措置</u></p> <p>（2）<u>前号に掲げる措置に相当するもので規則で定めるもの</u></p> <p>5 <u>前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が移動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>2 職員の意に反する降任若しくは免職_____又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>（休職の効果）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2、3 （略）</p> <p>4 法第22条の2第1項<u>規定</u>に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「<u>法第22条の2第2項_____</u>の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p> <p>附 則</p> <p>3 （略）</p>
--	---

（西条市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 西条市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年西条市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

(2) (略)

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) (略)

(5) 西条市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) (略)

（一般の派遣職員の給与）

第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

律第261号）第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）

(2) (略)

(3) 地方公務員法 _____ 第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）

(4) (略)

(5) (略)

（一般の派遣職員の給与）

第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当 _____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70 _____ を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及

<p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると市長が認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</u></p>	<p><u>び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると市長が認めるときは、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員には_____</p> <p>_____、その派遣の期間中、給料、扶養手当_____</p> <p>__、住居手当及び期末手当を支給する。ただし、当該派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>
--	--

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成30年西条市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）

(2)～(4) （略）

(5) 西条市職員の定年等に関する条例
第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(6) （略）

3 （略）

（職務に復帰した職員等に関する西条市職員退職手当条例の特例）

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）

）における西条市職員退職手当条例（平成16年西条市条例第46号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡にあっては退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病にあっては退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2～4 （略）

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）

(2)～(4) （略）

(5) （略）

3 （略）

（職務に復帰した職員等に関する西条市職員退職手当条例の特例）

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）

）における西条市職員退職手当条例（平成16年西条市条例第46号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡にあっては退職手当条例_____第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病にあっては退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2～4 （略）

（採用された職員に関する退職手当条例の特例）

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡にあつては退職手当条例第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病にあつては退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡にあつては退職手当条例_____第5条第1項及び第6条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病にあつては退職手当条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

(西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西条市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 育児休業法第18条第1項又は地方</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>_____」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 育児休業法第18条第1項_____</p>

公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

- 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。この場合において、52週間についての勤務時間は、1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従い、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、15時間30分から31時間まで、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で、任命権者が定める時間）とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日

_____の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

- 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。この場合において、52週間についての勤務時間は、1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従い、再任用短時間勤務職員_____にあつては、15時間30分から31時間まで、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で、任命権者が定める時間）とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員_____及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日

間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、

間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、

4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を

4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を

妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2、3 (略)

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者 _____ を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養

妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2、3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者 （以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。次項及び第3項並びに次条第1項及び第2項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員

育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)、(2) (略)

- 2 前項の規定は、第17条第1項に規

を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」

と読み替えるものとする。

- 5 前4項 _____ に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)、(2) (略)

- 2 前項の規定は、要介護者を介護する

定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。
この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある」と、「その子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日等又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 (略)

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員

職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が規則で定めるところにより、

当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日等又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 (略)

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員

及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)、(3) (略)

2、3 (略)

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、次条_____に規定するもののほか、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

第15条 削除

(非常勤職員_____の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)、(3) (略)

2、3 (略)

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、次条及び第15条に規定するもののほか、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、規則で定める。

(結核療養休暇)

第15条 結核療養休暇は、職員が結核性疾患のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、1年を超えない範囲内において、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間とする。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員_____の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(西条市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 西条市職員の育児休業等に関する条例（平成16年西条市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び<u>第15条</u>（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 西条市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 西条市職員の定年等に関する条例</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、<u>第15条</u>（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>

<p><u>第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>） （部分休業承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。</u>） （部分休業承認）</p> <p>第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2、3 (略)</p>
--	---

（西条市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第9条 西条市職員の修学部分休業に関する条例（平成29年西条市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(給与の取扱い)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第9条第2項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「修学部分休業(西条市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年西条市条例第10号)第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>	<p>(給与の取扱い)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する給与条例第9条第2項第2号の規定の適用については、同号中「育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは、「修学部分休業(西条市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年西条市条例第10号)第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>
---	--

(西条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第10条 西条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成16年西条市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後<u>1年6か月</u>を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて市長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傷病補償年金)</p>	<p>第5条の3 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後<u>1年6月</u>を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第5条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて市長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(傷病補償年金)</p>

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1)、(2) (略)

2 (略)

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」とい

第8条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

(1)、(2) (略)

2 (略)

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) (略)

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」とい

う。)に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）	う。)に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇給及び昇格等の基準)	(初任給、昇給及び昇格等の基準)
第4条 市長は、市の組織に関する法令、条例、規則及び市の機関の定める規程の趣旨に従い、及び第3条第2項の規定に基づく級別職務分類表に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。	第4条 市長は、市の組織に関する法令、条例、規則及び市の機関の定める規程の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく級別職務分類表に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。
2～11 (略)	2～11 (略)
12 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の52週間についての	12 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「 <u>再任用職員</u> _____」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の <u>再任用職員</u> の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた

1 週間当たりの勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数) を乗じて得た額とする。

1 3 (略)

(通勤手当)

第 9 条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

額

とする。

1 3 (略)

第 4 条の 2 法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、前条第 1 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (同条第 5 項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の 5 2 週間についての 1 週間当たりの勤務時間を 3 8 時間 4 5 分で除して得た数) を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 9 条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 (育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員 _____ のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) (略)

3～8 (略)

第12条 職員が

_____私傷病のため勤務しないこと引き続き90日を超えるとときは、給料の半額を減ずる。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり勤務しないときは、この限りでない。

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

2 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～7 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 (略)

(3) (略)

3～8 (略)

第12条 職員が任命権者の承認を得て

結核性疾患のため勤務しないこと引き続き1年、その他の私傷病のため勤務しないこと引き続き90日を超えるとときは、給料の半額を減ずる。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり勤務しないときは、この限りでない。

(時間外勤務手当)

第13条 (略)

2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員_____が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3～7 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)
(勤勉手当)

第19条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条の4第3項」と、「合計額に、」とあるのは「給料の

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 (略)
(勤勉手当)

第19条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 (略)

4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条の4第3項」と、「合計額」 とあるのは「給料の

月額に、」と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条の5 (略)

2 第7条、第8条、第8条の3及び第18条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

13 (略)

14 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第4項、第5項、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額)とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 西条市職員の定年等に関する条例(平成16年西条市条例第26号)第4条第1項又は第2項の規定によ

月額」 と読み替えるものとする。

5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条の5 (略)

2 第7条から第8条の3まで 及び第18条の3の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

13 (略)

り勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 西条市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項（第19条の4第4項に

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8
		級	級	級	級	級	級	級	級
号給	給	給	給	給	給	給	給	給	給
分	料	料	料	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額	額	額	額
定年前再任用 短時間勤務職員	1～	円	円	円	円	円	円	円	円
	12								
	5								
	(略)								

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8
		級	級	級	級	級	級	級	級
号給	給	給	給	給	給	給	給	給	給
分	料	料	料	料	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額	額	額	額	額
再任用職員	1～	円	円	円	円	円	円	円	円
	12								
	5								
	(略)								

以外の職員									以外の職員									
定年前再任用	基準給料月額額	再任用職員		18700	21520	25520	27490	28900	31510	35510	38900							
短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円	円	円			00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000
	18700	21520	25520	27490	28900	31510	35510	38900			00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000

(西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年西条市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 <u>(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u> (以下 <u>これらを</u> 「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。 2 (略)	(給与の種類) 第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____ (以下_____「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。 2 (略)

<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、<u>第4条の3</u>及び第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は<u>定年前再任用短時間勤務職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____には適用しない。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 職員が修学部分休業(当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) <u>又は高齢者部分休業(当該職員が西条市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成29年西条市条例第11号)第2条第3号に定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(西条市職員の定年等に関する条例(平成16年西条市条例第26号)第2条に規定する定年退職日をいう。)</u>までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第4条、<u>第4条の2</u>及び第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>
--	--

(西条市職員退職手当条例の一部改正)

第13条 西条市職員退職手当条例(平成16年西条市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) (略)

(5) 一般職の職員から引き続き常勤の特別職の職員_____となるため退職した者

2、3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、法第28条の6第1項の規定により退職した者

並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) (略)

(5) 一般職の職員から引き続き常勤の特別職の職員又は教育委員となるため退職した者

2、3 (略)

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、法第28条の2第1項の規定により退職した者

(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) (略)

(8) 一般職の職員から引き続き常勤の特別職の職員_____となるため退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) (略)

(8) 一般職の職員から引き続き常勤の特別職の職員又は教育委員となるため退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月

等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) (略)

2～5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 (略)

2 前項の「基本給月額」とは、西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の規定による給料表が適用される職員については、給料、扶養手当及び地域手当の月額を合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外

等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下_____「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(7) (略)

2～5 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 (略)

2 前項の「基本給月額」とは、西条市職員の給与に関する条例(平成16年西条市条例第41号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当_____の月額を合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続き職員となったときにおけるその者の職員以外

の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程におい

の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1)、(2) (略)

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程におい

て、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの

_____に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4)～(7) (略)

6～9 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図る

て、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する公庫等」という。）

_____に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(4)～(7) (略)

6～9 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図る

求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 （略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の

求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

5～10 （略）

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の

規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12、13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第

規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) (略)

12、13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第

1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16、17 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした

1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16、17 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした

者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前提任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当

者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当

等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には_____、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下こ

等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には_____、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員 _____に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員 _____に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下こ

の条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受

の条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条_____)において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には____、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受

けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退

けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退

職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が

職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員_____に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が

当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には_____、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

（退職手当の調整）

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第15項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

11 令和7年3月31日以前に退職し

当該行為に関し再任用職員 _____に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 （略）

附 則

（退職手当の調整）

6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。

7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 _____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条 _____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

11 令和4年3月31日以前に退職し

た職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ

雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

13 (略)

た職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ

雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

」とする。

13 (略)

14 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第15項」とする。

16 西条市職員の給与に関する条例附則第14項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

17 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び

第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

18 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が60歳を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

19 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文

及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。

20 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項

9条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

9条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(西条市職員の再任用に関する条例及び西条市職員の高齢者部分休業に関する条例の廃止)

第15条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 西条市職員の再任用に関する条例（平成16年西条市条例第27号）
- (2) 西条市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成29年西条市条例第11号）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条中西条市職員退職手当条例第2条第2項、第10条第2項、第4項、第11項及び第15項並びに附則第11項の改正規定並びに附則第11条及び第17条第3項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の西条市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の西条市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施

行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市長が規則で定める職にあっては、市長が規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)

(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市

長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日

までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、

当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市長が規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市長が規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢6

0年とする。

(西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなす。

(西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第7条の規定による改正後の西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第11条の規定による改正後の西条市職員の給与に関する条例(以下「新職員給与条例」という。)附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下この条において「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新職員給与条例第4条第12項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新職員給与条例別表第1の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新職員給与条例第3条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職

員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新職員給与条例別表第1の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新職員給与条例第3条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、西条市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(同条第5項の規定により勤務時間を定められた者にあつては、その者の52週間についての1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数)を乗じて得た額とする。

- 4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員給与条例第19条第3項、第19条の4第2項第2号及び第19条の5第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員給与条例第9条第2項第2号及び第13条第2項の規定を適用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第12条の規定による改正後の西条市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「新技能労務職員給与条例」という。)第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 2 新技能労務職員給与条例第17条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

(西条市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する第13条の規定による改正後の西条市職員退職手当条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

- 2 新退職手当条例第10条第4項の規定は、附則第1条ただし書に規定する施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で

定める職員に該当するに至った者について適用する。

- 3 新退職手当条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第14条の規定による改正後の西条市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新水道事業企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 2 新水道事業企業職員給与条例第23条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 98 号

西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬の額) 第2条 議員報酬の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 議長 <u>502,000円</u> (2) 副議長 <u>439,000円</u> (3) 議員 <u>412,000円</u>	(議員報酬の額) 第2条 議員報酬の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 議長 <u>456,000円</u> (2) 副議長 <u>393,000円</u> (3) 議員 <u>366,000円</u>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

議員報酬を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 99 号

西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例を廃止する条例に
ついて

西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のよう
に定める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例を廃止する条例
 西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第
 174号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（西条市公共施設使用料減免条例の一部改正）

2 西条市公共施設使用料減免条例（平成16年西条市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1～43（略）		1～43（略）	
		44	西条市小松まちづくり開発センター
備考（略）		備考（略）	

（経過措置）

3 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和4年度末をもって西条市小松まちづくり開発センターの運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

報告第 2 2 号

市道横黒中 1 号線の道路陥没箇所における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

市道横黒中 1 号線の道路陥没箇所における負傷事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第7号

専決処分書

市道横黒中1号線の道路陥没箇所における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月11日

西条市長 玉井敏久

1 和解の相手方
省略

2 和解の内容

(1) 治療関係費、休業補償費及び慰謝料を、道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

治療関係費等に係る額 金165,408円

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

市道横黒中1号線の道路陥没箇所における負傷事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。